

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合規則第1号

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合個人情報保護条例施行規則の一部
を改正する規則

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合個人情報保護条例施行規則（平成27年
規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の2条を加える。

（個人識別符号）

第2条の2 条例第2条第3号の組合規則で定める文字、番号、記号その他の
符号は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年
政令第548号）第3条に定める文字、番号、記号その他の符号とする。

（要配慮個人情報）

第2条の3 条例第2条第4号の組合規則で定める記述等は、行政機関の保有
する個人情報の保護に関する法律施行令第4条に定める記述等とする。

第3条中「第2条第4号」を「第2条第6号ただし書」に改める。

第4条中「第6条第1項第8号」を「第6条第1項第9号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の次に2条を加える改
正規定（第2条の3に係る部分に限る。）及び第4条の改正規定は、平成30年
4月1日から施行する。